

加美郡保健医療福祉行政事務組合ホームページ広告表現ガイドライン（平成 21 年加美郡保健医療福祉行政事務組合訓令第 4 号）

（目的）

第1条 加美郡保健医療福祉行政事務組合ホームページ（以下「組合ホームページ」という。）に民間事業者等のバナー広告を掲載するにあたっては、その広告表現について、加美郡保健医療福祉行政事務組合広告掲載要綱及び加美郡保健医療福祉行政事務組合広告掲載基準に規定する事項のほか、ページデザイン及びユーザビリティを保持するため、以下の各条の事項に留意しなければならない。

（禁止表現）

第2条 次の表現を含んだバナー広告は、閲覧者の意思に反した動きをしたり、閲覧者に誤解を与えたりするおそれがあるため、禁止とする。

- (1) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン
- (2) アラートマーク
- (3) ラジオボタン
- (4) テキストボックス（入力できるように見えるもの）
- (5) プルダウンメニュー（下に選択肢があるように見えるもの）

（画面の点滅、切り替わりの禁止）

第3条 アニメーション GIF 等を使用した画面の点滅、切り替わりは、閲覧者に不快感を与えるおそれや、ページデザイン及びアクセシビリティ保持を著しく損なうおそれがあるため、禁止とする。

（組合ホームページとの区別）

第4条 次の表現については、閲覧者が組合ホームページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがあるため、禁止とする。

- (1) 組合ホームページのコンテンツと類似の色調及び字体を使用するもの
- (2) 閲覧者が加美郡保健医療福祉行政事務組合の事業であると錯誤しやすいもの
- (3) 事業者の名称又は商品及びサービスの名称が書かれていないもの

（色調）

第5条 文字色と背景色のコントラスト（明度差）は十分にとり、また、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。

（解像度）

第6条 文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

(alt 属性)

第7条 alt 属性は、「広告:」の後に広告主の名称を記述したものとしなければならない。

附 則

このガイドラインは、平成 21 年 3 月 16 日から施行する。